

東広島市監査公表第4号

地方自治法第242条第9項の規定により、別紙のとおり東広島市長から住民監査請求に係る勧告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和6年10月18日

東広島市監査委員	重 河 格
同	五 丁 和 夫
同	坂 元 百 合 子

東広都整第234号

令和6年10月16日

東広島市監査委員 重 河 格 様
同 五 丁 和 夫 様
同 坂 元 百合子 様

東広島市長 高垣 廣徳

(公印省略)

(都市部都市整備課)

監査結果に基づく必要な措置について(通知)

令和6年8月21日付け東広監委第16号で勧告のあった住民監査請求に基づく監査結果について、別紙のとおり措置を講じたので通知します。



勧告に基づき講じた措置について

1 勧告の内容

市長は、宗教法人御建神社と土地の賃貸借契約をしている御建公園について、利用実態に即して公園用地としての区域を明確にし、公園用地以外の用途として利用されている部分については、合理的、客観的な算出方法により借地面積から除外し、変更契約を行うこと。

併せて、公園用地として借地面積が変更となる場合には、シルバー人材センターとの清掃作業等の業務委託契約についても、その範囲の見直しを行うこと。

2 措置の内容

宗教法人御建神社との賃貸借契約について、利用実態に即し公園用地としての区域を明確にし、公園用地以外の用途として利用されている部分については賃貸借面積から除外し、変更契約を行った。

公益社団法人東広島市シルバー人材センターへの業務委託契約における御建公園の清掃範囲について、賃貸借契約の変更にに基づき清掃範囲を変更する指示を行った。

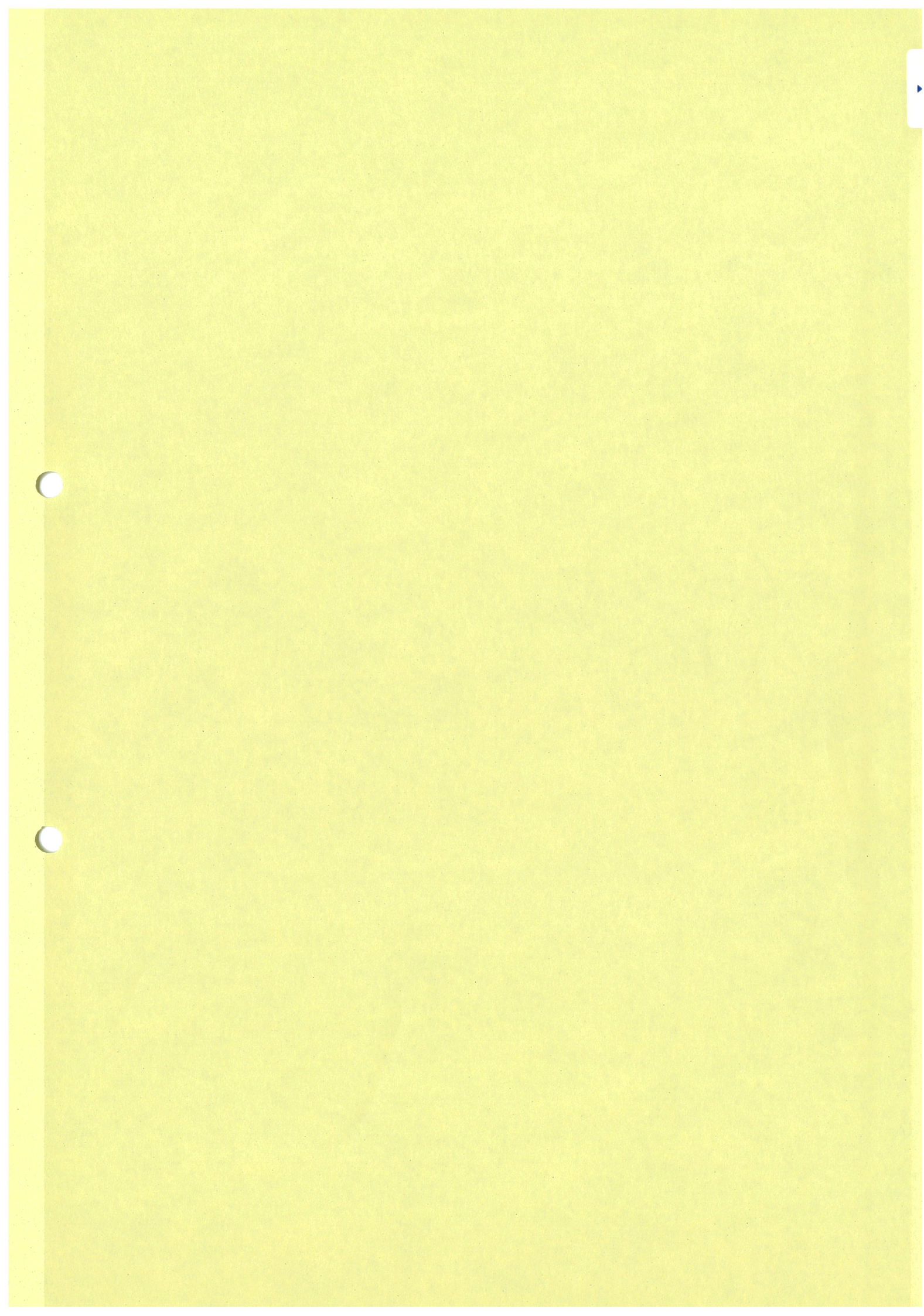
3 措置の年月日

宗教法人御建神社との変更契約

令和6年10月 9日

公益社団法人東広島市シルバー人材センターへの指示

令和6年10月10日



変 更 契 約 書

宗教法人御建神社を甲とし、東広島市を乙として、甲と乙は、令和2年12月4日に締結した土地賃貸借契約（令和5年3月30日に一部変更。以下「本契約」という。）の一部を次のように変更する契約（以下「本変更契約」という。）を締結した。

（第1条の変更）

第1条 本契約の別表を本変更契約の別表に改める。これに伴い、甲乙は、本契約の賃貸借の目的（本契約第1条にいう「本件土地」）ではなくなる土地（以下「控除対象土地」という。）に関し、控除対象土地に対応する金額について賃貸借料を減額すること、並びに、控除対象土地内の工作物及び立木は甲の責任及び負担により管理することを確認する。

（効力発生日）

第2条 本変更契約は、令和6年4月1日から効力を生ずる。

（原状回復）

第3条 本契約が期間満了により終了したときは終了時まで、本契約が解除、解約その他の事由により終了したときは、終了後直ちに乙の費用をもって原状回復しなければならない。ただし、その範囲については、甲乙協議して決定する。

なお、乙の設置した看板等撤去可能なものは、基礎を含め撤去すること。

2 控除対象土地についての原状回復については、本契約第8条に準じ、甲乙協議して決定する。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和6年10月9日

甲 東広島市西条町西条268番地
宗教法人御建神社
代表者 代表役員 三善 孝昭



乙 東広島市西条栄町8番29号
東広島市
代表者 東広島市長 高垣 廣徳



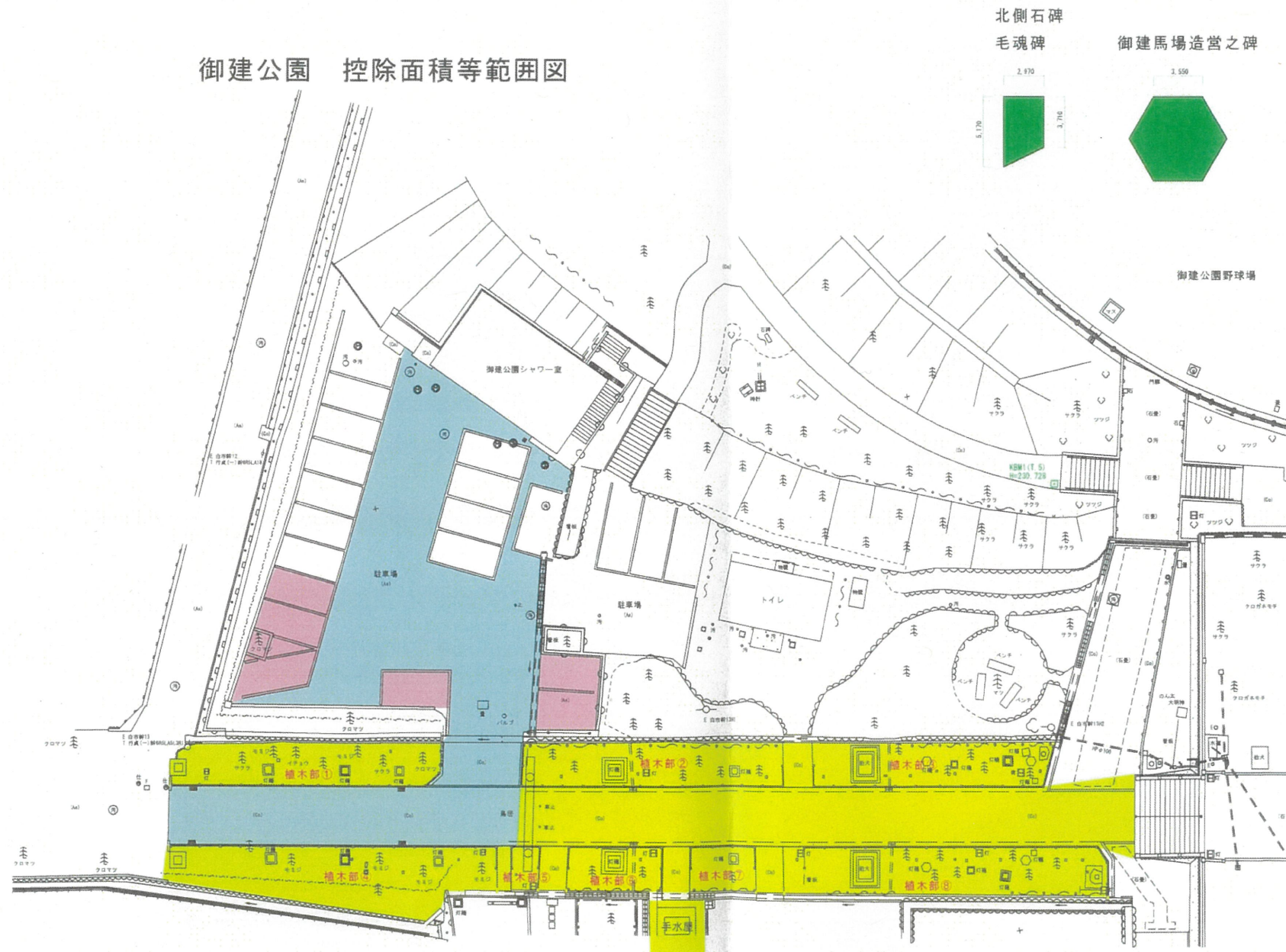
特 約 条 項

第1条 別表中④の駐車場共用部は、甲の駐車場利用者の利用を認め、賃貸借料の算定において該当する面積の賃貸借料の2分の1に対応する金額を減額する。

別表
土地の表示(第1条関係)

番号	土地の所在			地目	地積 (㎡)	備考
	町名	字名	地番			
1	西条町西条	塔ノ岡	241	雑種地	657	
2	〃	〃	242	〃	568	
3	〃	〃	243	〃	621	
4	〃	〃	244	〃	234	
5	〃	〃	246	〃	548	
6	〃	〃	247	〃	568	
7	〃	〃	248	〃	360	
8	〃	〃	251	〃	535	
9	〃	〃	252	〃	512	
10	〃	〃	253	畑	565	
11	〃	〃	255	雑種地	360	
12	〃	〃	256	〃	310	
13	〃	〃	257	〃	310	
14	〃	〃	258	〃	300	
15	〃	〃	259	〃	277	
16	〃	〃	260	雑種地	6,822	9,246㎡中、6,822㎡を賃貸借
17	〃	〃	263-1	〃	221	
18	〃	〃	265	〃	204	
19	〃	〃	267-2	境内地	19	
20	〃	〃	294	雑種地	598	
21	〃	〃	299	雑種地	304	
22	〃	〃	303-1	〃	353	
23	〃	〃	317	〃	399	
24	〃	〃	318	〃	462	
計					16,107	
控除面積		①駐車場(6台分)			83.30	
		②神社用地			651.85	
		③石碑			45.92	
		合計(小数点以下切り捨て)			781	
賃貸借面積計					15,326	
うち ④駐車場共用部面積					409	

御建公園 控除面積等範囲図



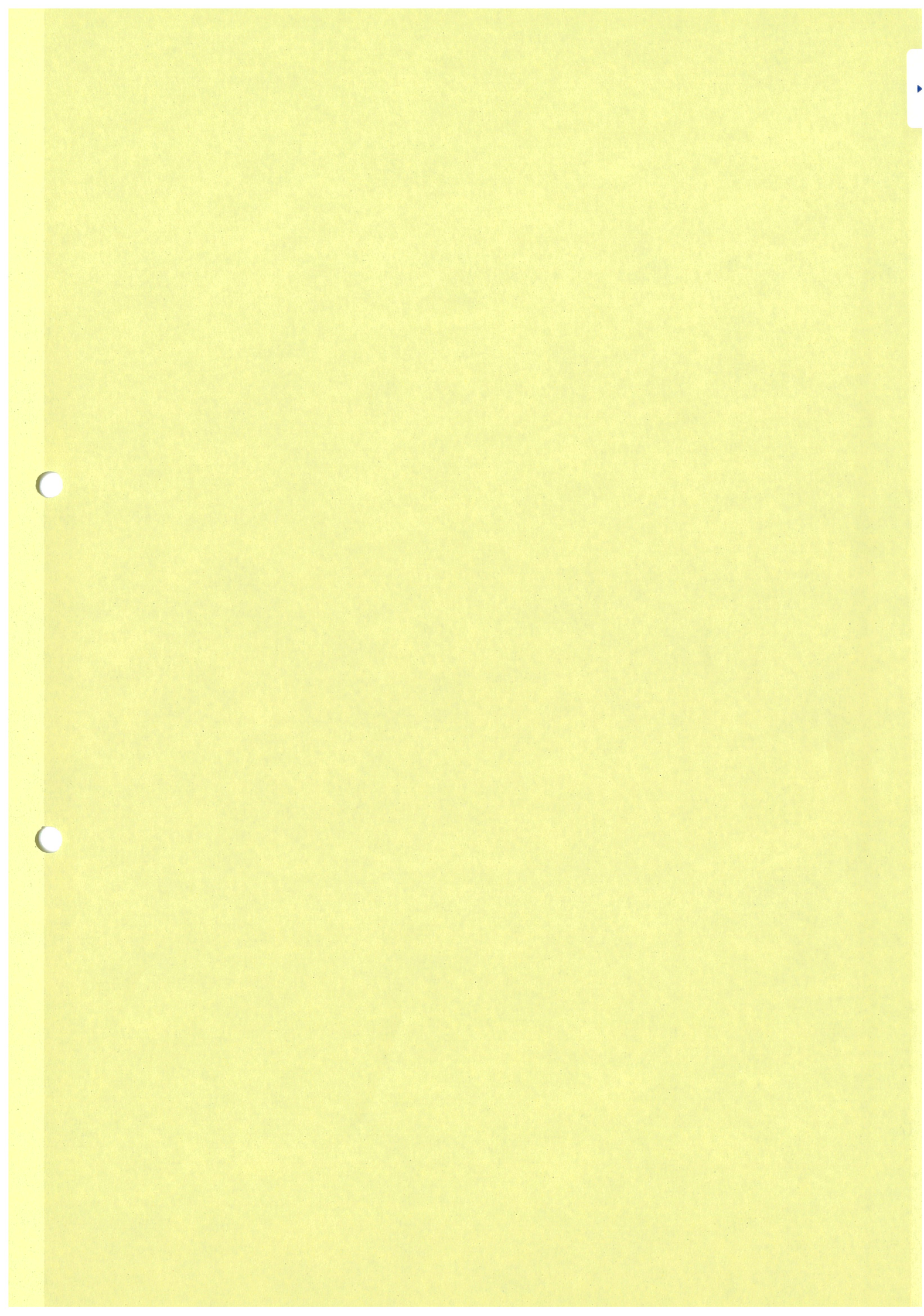
S=1:200

控除面積 (㎡)		控除面積①
神社用駐車場 (6台分)	83.30	控除面積②
植木部①	60.99	
植木部②	62.24	
植木部③	56.90	
植木部④	95.18	
植木部⑤	6.54	
植木部⑥	22.49	
植木部⑦	16.33	
植木部⑧	83.78	控除面積③
手水屋	15.21	
参道 (通路部含)	232.19	
毛魂碑	13.18	
御建馬場造宮之碑	32.74	
合 計	781.07	781

共有部面積	
④駐車場共用部	409.84
合 計	409.84

縮尺A1→100% A3→50%

図面番号	縮 尺		1:200
工 種	公園管理事業		
種 別	平 面 図	番 号	1 / 1
路線名	御建公園		
工事箇所	東広島市西条町西条		
東 広 島 市			



業 務 打 合 せ 簿

発議者	☒ 発注者 ☐ 受注者	発議年月日	令和6年10月10日
発議事項	☒ 指示 ☐ 請求 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☐ 通知 ☐ 報告 ☐ 申出 ☐ 回答 ☐ 質問 ☐ その他（ ）		
業務名	令和6年度 公園管理事業 公園維持管理業務		
(内容) 御建公園の清掃範囲について、別紙図面の範囲に変更する。			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について ☐ 受理 ☐ 承諾 ☐ 指示 ☐ 請求 ☐ 回答 ☐ 通知 します。 ☐ その他 []	
	受注者	上記について ☒ 了解 ☐ 報告 ☐ 申出 ☐ 提出 ☐ 質問 ☐ 通知 します。 ☐ その他 []	

課長	参事	係長

担当者	担当者
	

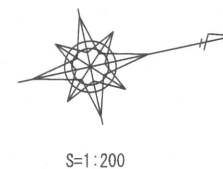
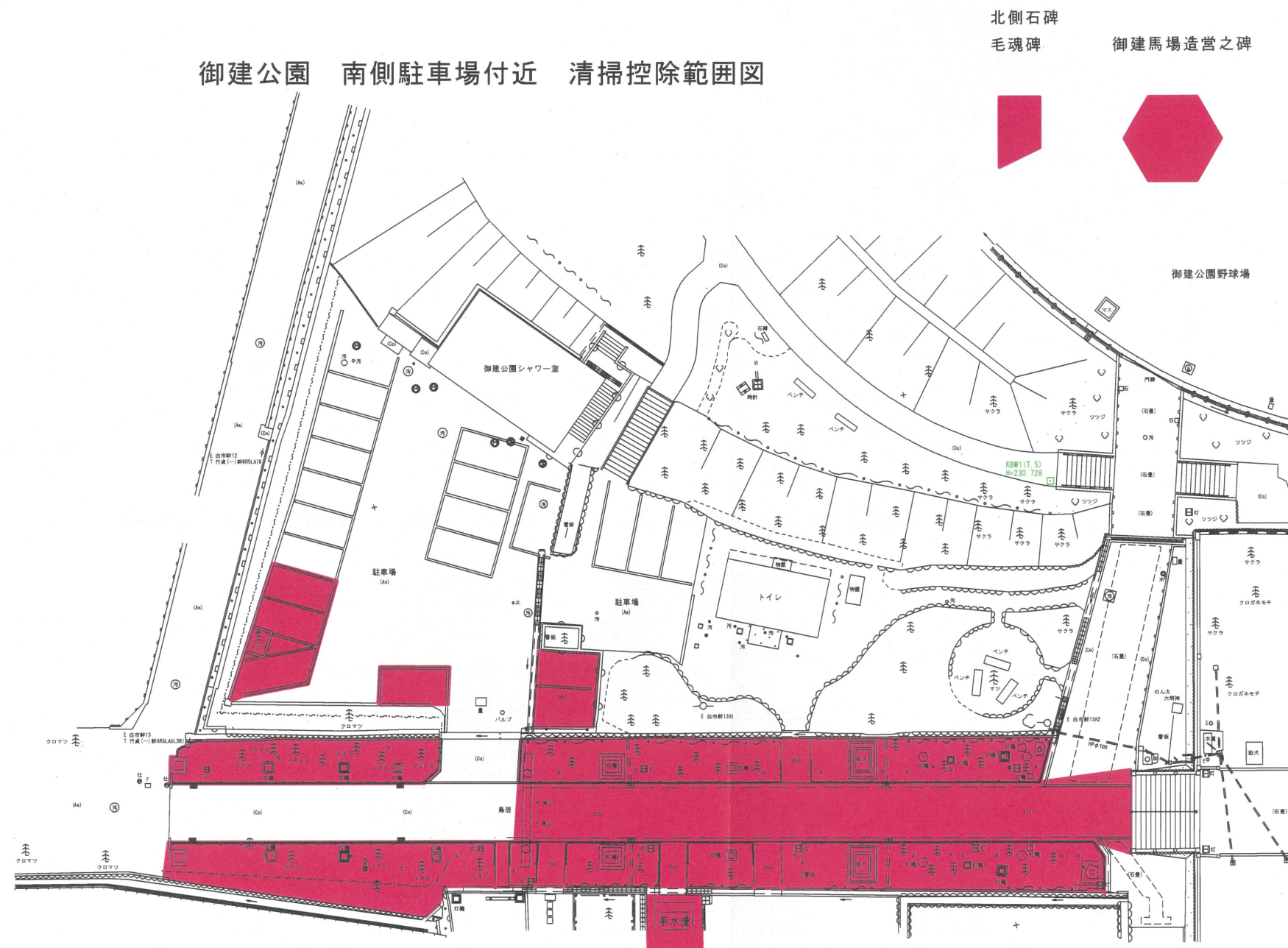
御建公園清掃範囲図

この図の赤の実線の内側を清掃範囲とするが、

- ①本図の赤で塗りつぶされた範囲
 - ②南側駐車場付近の詳細図の赤で塗りつぶされた範囲
- を、清掃範囲から控除する。



御建公園 南側駐車場付近 清掃控除範囲図



航空写真の範囲図から本図面の着色部を清掃範囲から控除する。

縮尺A1→100% A3→50%			
図面番号		縮 尺	1:200
工 種	公園管理事業		
種 別	平 面 図	番 号	1 / 1
路 線 名	御 建 公 園		
工事箇所	東 広 島 市 西 条 町 西 条		
東 広 島 市			